



3文ス第1253号
令和3年9月22日

公益財団法人福島県体育協会 会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

9月21日に開催された「第94回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり郡山市及び福島市における「まん延防止等重点措置」の解除が決定されました。(別紙参照)

つきましては、貴団体におかれましても、改定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の改定について周知いただくようお願いいたします。

記

<まん延防止等重点措置>

1. いわき市

(1) 実施期間：令和3年8月8日から令和3年9月30日まで 変更なし

2. 郡山市

(1) 実施期間：令和3年8月23日から令和3年9月23日まで

(2) そ の 他：まん延防止等重点措置解除後は、「基本対策」を徹底してください。

3. 福島市

(1) 実施期間：令和3年8月26日から令和3年9月23日まで

(2) そ の 他：まん延防止等重点措置解除後は、「基本対策」を徹底してください。

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3 健第 7 7 9 3 号
令和 3 年 9 月 2 1 日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 〕
対 策 本 部 事 務 局 長

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

県内においては、いわき市、郡山市及び福島市において「まん延防止等重点措置」を実施しているところです。

今般、郡山市及び福島市の感染状況等を踏まえ、本日開催した「第 9 4 回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり郡山市及び福島市における「まん延防止等重点措置」の解除を決定しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

なお、各市町村及び各新型コロナウイルス感染症対策地域本部には別途通知していることを申し添えます。

記

<まん延防止等重点措置>

1. いわき市

(1) 実施期間：令和 3 年 8 月 8 日から令和 3 年 9 月 3 0 日まで 変更なし

2. 郡山市

(1) 実施期間：令和 3 年 8 月 2 3 日から令和 3 年 9 月 2 3 日まで

(2) そ の 他：まん延防止等重点措置解除後は、「基本対策」を徹底してください。

3. 福島市

(1) 実施期間：令和 3 年 8 月 2 6 日から令和 3 年 9 月 2 3 日まで

(2) そ の 他：まん延防止等重点措置解除後は、「基本対策」を徹底してください。

事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム
電話（総括班）024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp